

新居浜市交通安全計画(令和3年度～令和7年度)の概要

1 期間

令和3年度～令和7年度

2 計画の基本的な考え方

本市では、高齢化率が昭和55年の9.9%から令和2年には32.6%と大幅に上昇し、長期の人口減少過程と超高齢社会の到来を迎えている。このような時代変化を乗り越え、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。様々な課題への対応が必要とされる中でも、交通安全の確保は重要な要素である。交通事故の根絶に向け、人優先の交通安全思想を基本とし、施策を推進するとともに、誰もが安全に安心して暮らせる「共生社会」を交通の関係者の連携によって構築することを目指す。

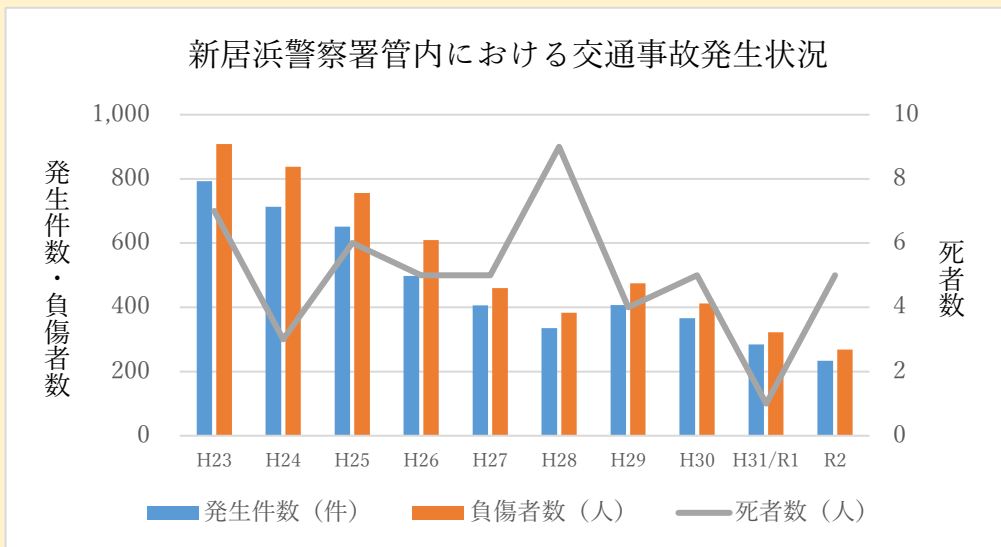
第1章 道路交通安全

第1節 道路交通事故のない新居浜市を目指して

子育てを応援する社会の実現、高齢化の進展への適切な対処が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められている。今後も道路交通事故による死者数及び重傷者数をゼロに近づけることを目指し、究極的に道路交通事故のない社会の実現に向け、更に積極的な取組が必要である。

第2節 道路交通安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し



新居浜警察署管内の交通事故発生件数は令和2年は232件と、平成23年の793件から7割減少しているが、交通事故死ゼロの実現には至っていない。また、令和2年の死者数5人のうち、高齢者は3人でその割合が非常に高くなっている。道路交通を取り巻く状況は、社会経済情勢の動向に伴い、今後複雑に変化することが見込まれ、また新型コロナウイルス感染症の直接、間接の影響がライフスタイルや交通行動への影響を及ぼすことが予想される。

II 新居浜市交通安全計画(令和3年度～令和7年度)における目標

①令和7年までに24時間死者数を2人以下にする。

②令和7年までに重傷者数を32人以下にする。

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、第11次愛媛県交通安全計画における目標を踏まえ、24時間死者数を2人以下、重傷者を32人以下とすることを目指す。

【目標数値の算出】

①死者数

	H28～R2 実績 (最終年)	減少率 R2→R7	R3～R7 目標 (最終年)
国	2,839人	29.6%	2,000人以下
愛媛県	48人	31.2%	33人以下
新居浜市	5人	60.0%	2人以下

※死者数の推移(愛媛県/新居浜市)

H28: 77人/9人 H29: 78人/4人 H30: 59人/5人 R1: 42人/1人 R2: 48人/5人

②死傷者数（国、県の指標は令和3年度計画から「重傷者数」に変更）

	H28～R2 実績（最終年） 死傷者数	H28～R2 実績（最終年） 重傷者数	R3～R7 目標（最終年） 重傷者数
国	372,315人	27,774人	22,000人以下
愛媛県	2,719人	590人	400人以下
新居浜市	273人	46人	32人以下

※重傷者数の推移（愛媛県／新居浜市）

H28：849人／55人 H29：895人／65人 H30：699人／64人 R1：573人／42人 R2：590人／46人

第3節 道路交通安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

本市の交通事故発生件数及び負傷者数は平成18年頃から減少傾向で推移し、死者数も令和元年には1人まで減少した。一方で高齢人口の増加等により、死者に占める高齢者の割合は、平成23年以降の10年間で平均58.0%という結果となっている。社会経済情勢、交通情勢、技術の進展・普及等の変化に柔軟に対応し、より効果的かつ有効性が見込まれる対策を推進するための視点は次のとおりである。

<重視すべき視点>

①高齢者及び子供の安全確保

本市では、死者数全体の高齢者の占める割合が高いことから、歩行及び自転車等を利用する場合の対策、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進する。

②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

本市では、死者数に占める歩行者の割合が約4割を占めている。人優先の考えの下、歩行者の安全対策を推進するとともに、自転車利用者には、交通ルールはもとより、愛媛県自転車安全利用促進条例の浸透に向けた教育等の充実を図る。

③生活道路における安全確保

生活道路では、高齢者、障がい者、子供等すべての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故の減少を図る。

④先端技術の活用推進

衝突被害軽減ブレーキを始めとした先端技術の活用を図り、運転操作の誤りによる交通事故の未然防止を図っていく。

⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

ビッグデータを活用し、より細かな対策を効果的、効率的に実施する取組を推進する。

⑥地域が一体となった交通安全対策の推進

高齢化の一層の進展に伴う、地域社会のニーズと交通情勢の変化を踏まえ、若者を含む地域住民が、当該地域における安全、安心な交通社会の形成に向けて、交通安全活動への積極的な参加を促す。

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

警察や国、県等と連携を図り、幹線道路及び生活道路の両面において対策が進められ、いずれも一定の事故抑止効果が確認されている。県内では、歩行中、自転車乗用中の死者数の割合が高いことから、今後とも安全、安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備を図るため連携を強化する。

2 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

3 安全運転の確保

運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実を図る。また、高齢者の運転免許証自主返納支援の取組を促進する。

4 車両の安全性の確保

交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因しており、先進安全技術の活用や普及促進により、着実に交通安全を確保していく。

5 道路交通秩序の維持

警察による交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等に加え、年間を通じた啓発活動により、交通ルール無視による交通事故を防止する。

6 救助・救急活動の充実

救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携、協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、救命率の向上を図る観点から、一刻も早い救急医療、応急処置等の体制整備を図る。

7 被害者支援の充実と推進

犯罪被害者等支援法の下、公益社団法人被害者支援センターえひめとの連携を強化し、交通事故被害者等を支援していく。また、自転車利用者の事故に関し、被害者救済を図るため、自転車保険の加入義

務化に関する広報、啓発を強化する。

第2章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない新居浜市を目指して

踏切事故はひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすことから、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

Ⅱ 講じようとする施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置